

## 「特定商取引に関する法律」に係る行政処分（平成25年度）

1	処 分 日	平成25年5月17日
	処分内容	業務停止命令（3か月間）
	名 称	壽廣塗装工業又はすえひろ塗装工業 こと 「武田 桂輔」
	所 在 地	浅口郡里庄町大字浜中
	取引類型	訪問販売（住宅塗装工事等の役務提供）
	概 要	同人は、岡山県南西部を中心に、住宅塗装工事等の役務提供について違反行為を伴う訪問販売を行っていた。
	違反項目	①一度契約を断った者に対する再度の勧誘 ②契約書面の不交付 ③契約時における重要事項（クーリング・オフ）の不告知 ④長時間にわたりしつこく勧誘するなどの迷惑勧誘
	備 考	県警が同人を逮捕（特商法違反（書面不備・重要事項不告知））
2	処 分 日	平成25年8月9日
	処分内容	業務停止命令（12か月間）、業務改善勧告（岡山県消費生活条例）
	名 称	サンテックホーム中国（株）
	所 在 地	岡山市北区下中野373番地5 2F
	取引類型	訪問販売（ボイラー、太陽熱温水器等の設置販売）
	概 要	同社は、岡山県全域で、ボイラー、太陽熱温水器等の設置販売について違反行為を伴う訪問販売を行っていた。
	違反項目	①勧誘行為に先立って、契約締結勧誘である旨を明示しなかったこと ②一度契約を断った者に対する再度の勧誘 ③「中国電力から委託を受けている」等の不実の告知 ④商品の性能等の重要事項の不告知 ⑤長時間にわたりしつこく勧誘するなどの迷惑勧誘
	備 考	県警が代表者、会長、役員、従業員の計7名を逮捕（詐欺）

3	処 分 日	平成25年11月14日
	処分内容	業務停止命令（6か月間）
	名 称	株式会社ファインライフ こと「川西 一廣」
	所 在 地	倉敷市林
	取引類型	訪問販売（浄水器等の販売、装飾品のクリーニング等の役務提供）
	概 要	同人（法人名は虚偽）は、備前市及び新見市において、浄水器等の販売、装飾品のクリーニング等の役務提供について、違反行為を伴う訪問販売を行っていた。
	違反項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>①勧誘行為に先立って、契約締結勧誘である旨を明示しなかったこと</li> <li>②一度契約を断った者に対する再度の勧誘</li> <li>③契約書面の不交付、及び契約書面法定記載事項である契約担当者名の記載不備</li> <li>④虚偽の会社名を名乗ったこと等の不実の告知</li> <li>⑤売買契約に係る債務不履行</li> <li>⑥しつこく勧誘するなどの迷惑勧誘</li> </ul>
4	備 考	県警が同人を逮捕（詐欺、特商法違反（書面不交付））
	処 分 日	平成25年11月28日
	処分内容	業務停止命令（12か月間）
	名 称	岡山県と広島県の同時処分
	所 在 地	三宝舎 こと「伊澤 和昭」
	取引類型	広島県福山市沖野上町
	概 要	訪問販売（表札、宝珠、般若心経の額、掛け軸、仏像等）
4	概 要	<p>同人は、平成24年9月7日に岡山県・広島県から同法違反で6か月間の業務停止処分を受けた「株式会社文化」の元代表である。</p> <p>同社の行政処分後も同人は、「三宝舎」の屋号を用い、岡山・広島の両県内で、表札や仏像等の違反行為を伴う訪問販売を継続した。</p>
	違反項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>①勧誘行為に先立って、契約締結勧誘である旨を明示しなかったこと</li> <li>②一度契約を断った者に対する再度の勧誘</li> <li>③契約書面への法定記載事項である商品引き渡し時期の記載不備</li> <li>④商品の効能に合理的な根拠がないにもかかわらず「この表札にしたら娘さんも戻ってくるし何もかも良くなります」等と言う不実の告知</li> <li>⑤勧誘の際に消費者を威迫し困惑させたこと</li> <li>⑥了解を得ずに家の中に上がり込む等の迷惑勧誘</li> </ul>
	備 考	県警が同人、営業員、実質的経営者の計5名を逮捕 別の営業員3名は在宅での略式起訴（特商法違反（威迫困惑））

5	処 分 日	平成25年12月5日	国・岡山県・山口県の同時処分
	処分内容	業務停止命令（6か月間）	
	名 称	(株)一心	
	所 在 地	山口県防府市栄町二丁目3番1号 防府栄町ビル6F-C	
	取引類型	訪問販売（家庭用温熱治療器、健康食品）	
	概 要	同社は、本社のある山口県防府市のほか、岡山市、大阪府堺市にも営業所を設置し、広域で家庭用温熱治療器や健康食品の販売について違反行為を伴う訪問販売を行っていた。	
6	違反項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>①勧誘行為に先立って、契約締結勧誘である旨を明示しなかったこと</li> <li>②一度契約を断った者に対する再度の勧誘</li> <li>③商品の効能に合理的な根拠がないにもかかわらず「鬱にも効きます。何にでも効きます。」等と言う不実の告知</li> <li>④勧誘の際に消費者を威迫し困惑させたこと</li> <li>⑤しつこく強引に勧誘するなどの迷惑勧誘</li> </ul>	
	備 考	京都府警が営業員1名を逮捕（特商法違反（不実告知））	
	処 分 日	平成26年2月18日	
	処分内容	業務停止命令（3か月間）	
	名 称	浅雄塗装 こと「浅雄 セツ子」	
	所 在 地	真庭市美甘	
	取引類型	訪問販売（屋根修理や塗装工事等の役務提供）	
	概 要	同人は、真庭市において、屋根修理や塗装工事等の役務提供について、違反行為を伴う訪問販売を行っていた。	
	違反項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>①一度契約を断った者に対する再度の勧誘</li> <li>②契約書面の不交付</li> <li>③役務提供契約に係る債務不履行</li> <li>④しつこく強引に勧誘するなどの迷惑勧誘</li> </ul>	
	備 考	県警が同人を書類送検（特商法違反（書面不交付））	